赤石　和夫　市川　進　岡村　鐵男
小林　隆　阪　信　阪口　昇
中岡　修　平賀　大典　福井　武夫
宗像　政和

従六位に叙する（各通）
小野寺　章　成田千之助

正七位に叙する（各通）
桐葉　忠雄　近藤　高明
豊嶋　睦男　安原　宣郎

従七位に叙する（各通）（以上七月四日）
（東北大学名誉教授）　荻野　義定
（香川大学名誉教授）　宮田　亘朗

正四位に叙する（各通）
（静岡薬科大学名誉教授）　福島　清吾

従四位に叙する
佐藤　博　宮里　英伸

正六位に叙する（各通）（以上七月五日）
（宇都宮大学名誉教授）　金田　勝一

正四位に叙する（七月六日）
御巫　清泰

従四位に叙する
小梨　貞男

従五位に叙する
貝本　輝司

正六位に叙する（以上七月七日）

○叙勲

大脇　澄夫

旭日双光章を授ける
（阿波市議会議員）　稲井　隆伸

旭日単光章を授ける（各通）（以上七月二日）
中畝　邦男

旭日双光章を授ける（各通）
川村　正彦　原　茂之

旭日双光章を授ける（各通）
會田善八郎　中澤　敬

旭日単光章を授ける（各通）（以上七月三日）
石原　收

旭日中綬章を授ける
平賀　大典

旭日双光章を授ける
齊藤平治郎　山中　正憲

旭日単光章を授ける（各通）（以上七月四日）
西山　均

瑞宝小綬章を授ける
安食　宏　磯部　博　伊田　時雄
河津　芳彦　小塚　有生　土田　誠紀

瑞宝双光章を授ける（各通）
門田　辰二　山田　和男

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二日）
岡　三千男　折本　博臣　河智　勇
熊谷　淳　黒石　哲夫　香西　忠
佐藤　邦男　常深　和延　野中　邦典
細見　和男

瑞宝双光章を授ける（各通）
岩上　多一　小山　茂幸　土門　幸一

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月三日）
（福島工業高等専門学校名誉教授）　中村　好一

瑞宝小綬章を授ける
赤石　和夫　桐葉　忠雄　市川　進
小池　兼雄　向後　常秀　阪口　昇
立松　弘　津越　司朗　廣瀬　利美
藤田　二男

瑞宝双光章を授ける（各通）
近藤　高明　中岡　修
成田千之助　宗像　政和

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月四日）
（東北大学名誉教授）　荻野　義定
（香川大学名誉教授）　宮田　亘朗

瑞宝中綬章を授ける（各通）（七月五日）
（宇都宮大学名誉教授）　金田　勝一

瑞宝中綬章を授ける（七月六日）
小梨　貞男

瑞宝双光章を授ける（七月七日）
（在本邦フランス共和国大使館付国防武官）　ヤン・マルボフ
海軍大佐

旭日中綬章を贈与する（七月三十一日）
フランス共和国

皇室事項

行啓

皇后陛下は、八月三日午前九時四十三分御出門、第六十四回毎日書道展特別展示「熊谷恒子の世界」を御覧のため、国立新美術館（港区）へ行啓、同十時四十八分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

淀川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の二第一項の規定に基づき、次のように舟又はいかだの長さ、幅、水面上の高さ又は喫水の最高限度の指定を変更する。ただし、この指定の変更は平成二十四年八月十七日から適用する。

平成二十四年八月七日

近畿地方整備局長　上総　周平

区分	水系名	河川名	閘門又は水門の名称	長さ	幅	水面上の高さ	喫水	備考（通航時間）
変更	旧 淀川	淀川	毛馬閘門	四十五メートル	九メートル	三・五メートル	二・三メートル	午前八時三十分から午後五時まで
新	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	午前八時三十分から日没まで

備考
区分中「変更」は、既に指定した河川名の欄に掲げる河川の閘門について、この表の「旧」に掲げるものを「新」の行に掲げるとおり変更することを示す。

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十四年八月七日

関東経済産業局長　宮川　正

一　件名　大多喜ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十四年八月二十九日　午後二時から
三　場所　誉田公民館　講堂（千葉県千葉市緑区誉田町一丁目七百八十九番地四十九）
四　事案の要旨
1　一般ガス供給約款の変更（ガス料金の早収・遅収料金制度の廃止及び延滞利息制度の導入）
2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び大多喜ガス株式会社（千葉県茂原市茂原六百六十一番地）において閲覧に供する。
五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「大多喜ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十四年八月十四日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。
なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。